

# 学校における働き方改革推進のための基本方針

鳥取市教育委員会

令和2年3月

令和6年3月一部改訂

## I 取組方針の策定に当たって

### 1 策定までの経緯

**平成31年1月25日**

- ◆新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中央教育審議会）
  - ・働き方改革の目的、業務の明確化・適正化等が示される。
- ◆公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）
  - ・月45時間、年間360時間の上限目安及び方針等の策定が示される。

**令和元年7月11日**

- ◆第1回鳥取市学校働き方改革推進委員会  
（南部 敏委員長 川口 有美子副委員長 他 学校、地域、PTA代表8名）
  - ・学校の現状把握及び学校業務の明確化・適正化についての議論が始まる。

**令和元年10月21日**

- ◆第2回鳥取市学校働き方改革推進委員会
  - ・鳥取市の基本方針等の内容について議論される。

**令和元年12月11日**

- ◆公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部を改正する法律の公布
  - ・ガイドラインが法的根拠のある「指針」に格上げされる。
  - ・令和3年4月より1年単位の変形労働時間制が各自治体判断で可能となる。

**令和2年2月26日**

- ◆第3回鳥取市学校働き方改革推進委員会
  - ・鳥取市の基本方針（案）について議論される。

**令和2年4月1日**

- ◆鳥取市立小学校・中学校及び義務教育学校の教育職員の業務量等の管理に関する規則及び「学校における働き方改革推進のための基本方針」の施行

### 2 現状と課題

教育職員（以下「教員」という）は、授業の他にも成績処理、印刷などの事務的な業務等、中学校・義務教育学校においては部活動の指導に多くの時間を費やしている実態があります。

また、生徒指導上の課題の複雑化や、地域や保護者からの要望への対応など、教員に求められる役割が多様化、拡大化しており、こうした状況が教員の長時間勤務の要因となっていると考えられます。

このことは、児童生徒の学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日常的な教育活動の質にも関わる問題となっています。

令和2年4月の「学校における働き方改革推進のための基本方針」の施行以降、様々な取組を進める中で、教員の意識改革は進み、時間外勤務時間は減少傾向にあるものの、指標の達成には更なる取組の推進が必要な状況があります。

### 3 策定の趣旨

教員の業務負担の軽減を図り、その専門性が十分に発揮でき、子どもと向き合う時間が確保できる働きやすい環境を整備するとともに、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教員一人一人の働き方に対する意識を醸成することは、教員の日々の生活の質や維持向上を図るためには重要なことです。

このことから、これまでの学校現場での様々な現状や課題、学校を取り巻く状況を踏まえ、本市では、令和2年に「学校における働き方改革推進のための基本方針」を策定し、教員の働き方改革を推進することとしました。この取組により、教員の意識改革、家庭・地域の協力のもとこれまで一定の成果を上げてきました。ただ、指標を達成するためには、さらに踏み込んだ方針を打ち出すことが必要であると考えます。この改訂版「学校における働き方改革推進のための基本方針」により、さらに取組を強化し、教員がこれまで以上に子どもの指導に専念できる環境を整えていくことが必要です。

また、具体的な取組を進めるにあたり、家庭・地域・関係団体にも本方針の趣旨を理解いただき、引き続き学校経営への協力、支援をお願いするとともに、学校や家庭、地域、教育委員会が一体となって教員の働き方改革を進めていきたいと考えています。

#### (目的)

教員の心身の健康を保持し、教員が教育の専門職として、これまで以上に子どもの指導に専念できるようにするため、長時間勤務の解消を図ります。

#### (指標)

- ◆すべての教員の時間外勤務を、月45時間以内、年間360時間以内の上限時間を順守することを目指します。
  
- ◆すべての教員が年次有給休暇を7日以上取得し、教員一人あたりの年次有給休暇平均取得日数12日以上を目指します。

## Ⅱ 働き方改革の取組内容

### 1 全市立小・中・義務教育学校共通の重点取組

#### ① 下校時刻の繰り上げを推進します。

生活時程を工夫し下校時刻を繰り上げることで、授業準備の時間や会議の時間を勤務時間内に確保するよう努めます。

#### ② 学校と保護者間の連絡のデジタル化を推進します。

欠席・遅刻連絡や文書配布等を基本的にデジタル化することで、必要な電話対応に注力したり、文書配布にかかる時間や業務を削減したりできるよう努めます。

#### ③ 交通安全指導や見守り活動等は地域・保護者の協働で実施します。

登下校の交通安全指導や見守り活動等は、地域の皆さんと保護者の皆さんで協力して主体的に実施し、教職員は学校内でしっかり子どもに関わります。

### 2 全市立小・中・義務教育学校共通の継続の取組

#### ① 学校の電話対応時間を設定します。

##### 【平日】

小学校 午前7時45分から午後6時

中学校及び義務教育学校

(4月～10月) 午前7時45分から午後6時30分

(11月～3月) 午前7時45分から午後6時

##### 【長期休業日】

小・中・義務教育学校

午前8時15分から午後4時45分

※土・日・祝日・閉庁日は電話対応時間外となります。

#### ② 教員の定時退勤を推進します。

毎週水曜日を定時退勤日とし、遅くとも午後5時45分までに退勤することで、教員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

※平均的な学校(教員)の勤務時間帯 午前8時15分から午後4時45分

### 3 教育委員会の取組

#### (1) 専門スタッフの配置

- ・教職員の業務改善を支援し、子どもたちの状況に応じた教育を推進するため、「スクールソーシャルワーカー」「児童生徒相談員」「特別支援教育支援員」「部活動指導員」「スクールサポートスタッフ」を引き続き配置するとともに、一層の充実に努めます。

## (2) ICT環境の整備

- ・学校業務支援システムや大型TV等のICT機器の計画的な整備や充実を図り、業務の効率化や教育の情報化を図ります。

## (3) 書類等の様式や手続きの見直し

- ・学校へ求める提出書類等の様式や手続きについて、効率化・簡素化に向けて見直しを進めます。
- ・学校への通知や調査依頼等について、その必要性を精査したうえで、施行します。

## (4) 一斉閉庁期間の設定

- ・8月のお盆の3日間(8/13～8/15)を夏季一斉閉庁日として継続します。
- ・5月と11月に「やってみよう!でー(day)」(体験的学習活動等休業日)を設定し、年次有給休暇取得を促進します。

## (5) 地域・保護者に向けた積極的な広報

- ・地域の皆さんや保護者の皆さんにさらなる理解・協力を求めるため、教員の勤務実態(時間外勤務の割合、年次有給休暇取得日数等)や多忙化対策の取組について、ホームページで公表し、保護者・地域住民の理解を図ります。

## (6) 学校での取組事例の共有

- ・各校の取組で効果のある事例について情報提供し、業務改善につなげます。

## 4 学校の取組

### (1) 学校における業務改善・業務削減の推進

#### ◆「働き方改革」の視点を持った学校経営

- ・学校経営計画に業務改善や教員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標・方針に沿って学校経営を行い、学校評価によって達成状況を把握し改善を図ります。

#### ◆業務改善を通じた学校組織の活性化

- ・業務改善を通じ、教員一人一人の主体性や学校経営への参画意識を引き出し、学校組織の活性化を図ります。

#### ◆学校行事・会議・分掌の精選や見直し

- ・学校行事・会議について、教育活動全体の中で優先順位を踏まえ、精選や内容の見直しを検討します。
- ・毎年度校務分掌の整理・統合等の見直しを行い、業務の削減・効率化及び業務の平準化を図ります。

#### ◆学校業務支援システムの活用

- ・学校業務支援システムの活用を広げることで、業務の削減につなげます。

#### ◆授業へのICT機器の活用

- ・ICT機器の活用を促進し、効率の良い教材作成を行うなど工夫をします。

## (2) 学校における勤務時間管理の徹底

### ◆長時間勤務改善に向けた時間管理の意識改革

- ・教員が自ら退勤予定時刻を設定することなどを通じて、長時間勤務に向けた時間管理の意識改革を図ります。

### ◆時間外勤務による過重労働状況への対応

- ・教員は、校外の時間や土日、祝日などの校務も含め時間外業務の状況をシステムに入力し、校長は、教員にシステム入力を徹底させ、教員の時間外業務時間をシステムにより客観的に実態を把握します。

### ◆労働法制の遵守及び教職員の健康確保

- ・校長は、休憩時間や休日及び週休日の確保等労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等の休日について、日常的・計画的に取得することや、まとまった日数連続して取得することを含めて健康確保にむけた取組を促進します。

また、教員の健康及び福祉を確保するため、校長は時間外業務時間が一定時間を超えた教員への医師による面接指導を実施し、教員の健康管理に努めます。

## (3) 部活動の在り方

- ・鳥取市部活動の在り方に関する方針に基づく適切な部活動の運営に努めます。  
(休養日、適正な数の部活動の設置等)
- ・地域人材等を活用して部活動の単独指導・引率が可能な部活動指導員、外部指導者の確保に努めます。
- ・令和5年3月に策定した「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第一次方針」に基づき、休日に活動している部活動の地域移行の取組を進めます。

## (4) 小学校高学年における教科担任制の推進

- ・小学校において高学年を中心とした教科担任制を推進し、学習指導や生徒指導の充実、働き方改革の推進、中学校への円滑な接続を図ります。

## 4 学校と地域、保護者との連携による取組

### (1) 学校運営協議会との連携

- ・全市共通の取組以外については、各学校の実態に合わせて学校運営協議会で協議し取組を進めます。

### (2) 地域にある諸団体や保護者との連携

- ・学校に協力していただいている地域の諸団体や保護者と連携して取組を進めます。

#### ※地域・保護者との協力による役割分担の例

そうじボランティア、給食ボランティア、読み聞かせボランティア、休憩時ボランティア、地域と保護者による地域パトロール等

## 5 地域や保護者のみなさんにご理解、ご協力いただきたいこと

○文部科学省は、学校・教師が担う業務に係る役割分担・適正化のための「3分類」(\*)として、以下の分類を示しています。

①基本的には学校以外が担うべき業務

- ・登下校に関する対応
- ・放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 等

②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

- ・部活動（部活動指導員等）
- ・児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）
- ・校内清掃（輪番、地域ボランティア等） 等

③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

- ・学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）
- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携協力等） 等

つきましては、学校運営協議会やPTAの協議の中で、その取扱いについて議題に上がることが考えられます。その際には、本方針の目的に基づき、学校との適切な役割分担や協力体制への御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

(\*)令和5年12月 文部科学省

「令和5年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査【結果概要】」より

## 6 おわりに

平成30年6月29日に「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律（いわゆる働き方改革関連法）」が成立し、国を挙げての働き方改革が進むこととなりました。その中で、教員の長時間勤務の実態が顕在化し、しばしば社会問題として報道に取り上げられることとなりました。

また、平成31年1月25日の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」では、学校における働き方改革が急務であると明言され、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化について言及されました。

いっぽう、上記答申は「我が国の学校教育は、150年に及ぶ教科教育等に関する蓄積に支えられた高い意欲や能力をもった教師によって支えられている。教科等における内容項目の指導を通して、事実的な知識を習得させるだけではなく、概念を軸に知識を体系的に理解させ、教科固有の見方・考え方を働かせて考え、表現させたり、授業や特別活動などを通じ対話し、協働する力をはぐくんだりしているのは、これらの教師の努力や取組によるものである。」とこれまでの学校の取組を評価しています。

学校における働き方改革は、教員のこれまでの働き方を見直し、教員が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにするためのものです。教員の長時間勤務の実態が続く中で、意欲と能力のある人材が教員を志さなくなり、我が国の学校教育の水準が低下することは子どもたちにとっても、我が国や社会にとっても、あってはならな

いことです。

学校における働き方改革は、学校だけで進められるものではありません。

これからの鳥取市を担う子どもたちのため、子どもたちの教育を担う教員のために、これまでもさまざまな場面で学校を支えていただいた保護者の皆様や地域の皆様をはじめとする市民の皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。